

(様式1)

学 教 第 523 号

令和2年2月10日

文部科学大臣 殿

北海道河西郡芽室町長 手 島 旭

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

芽室町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度～令和元年度（1年間）

(担当)

教育委員会学校教育課

住所：北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

電話：0155-62-9729

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

芽室小学校の屋内運動場について、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高め、今後30年以上使用できる施設としての長寿命化を図る。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

令和2年度に肢体に障がいのある生徒の入学が予定されている芽室中学校の校舎に、外付エレベーターを設置しバリアフリー化を推進する。  
令和3年度についても肢体に障がいのある児童の入学が予定されているため、芽室小学校の校舎内に多目的トイレを設置すると共に、エレベーターを設置しバリアフリー化を推進する。  
地球温暖化対策が喫緊の課題となっているなか、環境教育を考慮したエコスクールの整備とともに災害時の電力確保を推進する。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		4 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		59 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	2 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	3 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	無し	令和2年3月(予定)
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有り	平成31年4月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画期間経過後に、策定した指標に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果は本町のホームページ等で公表する。</p>
---

